

最高裁秘書第490号

令和2年2月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、名古屋家庭裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

名古屋家裁の男性判事（55歳）が、平成30年中に、反天皇制をうたう団体の集会に複数回参加し、譲位や皇室行事に批判的な言動を繰り返していたことに関して作成し、又は取得した文書（産経新聞等からの取材に対応した際の文書を含む。）

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年5月14日付け（同月16日受付）

2 答申番号

令和元年度（情）答申第28号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）